

入居・生活支援事業の検討について

協議会では、現在、年に4回開催の「住みかえ相談会」と多摩市社会福祉協議会が実施する「福祉なんでも相談」に出張し住替え相談を実施し、住宅確保要配慮者の住替えに関する相談に対応してきた。

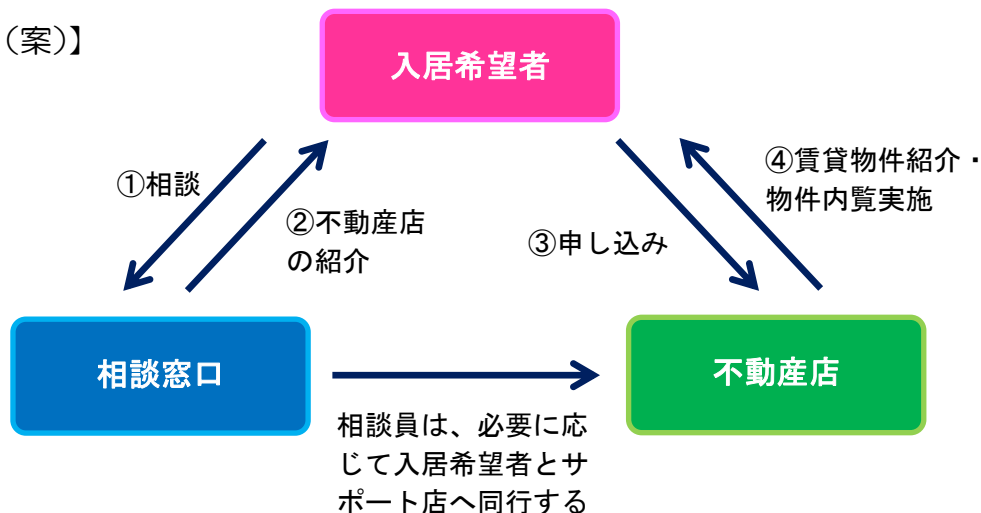
これらの相談会は、開催時期（重層的住宅セーフティネット構築支援事業の助成対象期間内）が決まっていることから、対象外となる期間（今年度は2月～次年度補助金交付決定までの期間）が発生し、本当に住まいに困っている方が相談したいときに対応できないことが、課題となっている。

このため、住宅確保要配慮者の相談に適切に対応するため、以下の通り、常設の住宅相談窓口の設置に向けた検討を令和元年度に実施した。

【常設相談窓口の主な機能】

- ・住宅確保要配慮者へのインテーク（世帯・生活・収入状況、希望する住宅（家賃・立地・間取り等）、生活支援の有無など）
- ・福祉サービスの案内、紹介、提供
- ・不動産事業者（民間・UR・JKK）の紹介・連携
- ・不動産店舗への同行、契約等の支援

【相談体制（案）】



※ 本制度の趣旨に賛同し、ご協力いただける不動産店を（仮称）お部屋探しサポート協力店として、相談窓口と連携した居住支援を実施していく

◎（仮称）お部屋探しサポート協力店の設置に向けた検討事項

- ・高齢者、障がい者、子育て世帯、ペットの受入れなど、対象に応じた物件の公開
- ・サポート店をリスト化し市公式ホームページなどで店舗の公開
- ・サポート店ステッカーを作成し、登録店舗へ配布し、店舗正面に掲示
- ・相談窓口からの紹介に偏りが生じないよう適切な店舗数の確保が必要（10～15店舗程度を予定）

多摩市居住支援協議会



図 サポート店ステッカー（案）